

熱中症
対策町内の小中学生は、
マスクを外して
登下校をしています

気温が上がり、熱中症が心配される時期となりました。

上里町教育委員会では、町内の小中学生に対し、登下校時の熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導しています。なお、マスクを外す際は、人との距離をとり、会話を控えることを併せて指導しています。

地域住民の皆さまにおかれましては、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ…教育指導課

【☎ 35 - 1247】



▲マイナポイント
事業 HP

マイナポイント第2弾の申込が開始されています。

マイナポイントを受け取るには令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月末までにマイナポイントの申込を行う必要があります。詳細はマイナポイント事業ホームページをご覧ください。

問合せ…マイナポイントについて

総合政策課政策調整係【☎ 35 - 1238】

- マイナンバーカードについて
- マイナポイントの予約・申込サポートについて
町民福祉課町民係【☎ 35 - 1224】
(平日午前9時から正午、午後1時から5時)

上里中学校
P T A 資源回収の
お知らせ

上里中学校 P T A では、リサイクル運動、学校環境整備のための資源回収を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

日 時

7月9日(日)、午前8時から

※実施の有無に関して午前7時30分までに地区ごとに放送でお知らせします。

回収方法

当日の午前8時までに、回収品を家の前に出してください。地区の P T A 役員等が回収にうかがいます。

回収品

新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶・牛乳パック・ペットボトルキャップ
(アルミ缶は洗浄し、つぶしての出荷をお願いします)

※布類、ペットボトルは回収できません。

予備日

7月10日(日)、7月16日(土)

問合せ…上里中学校

【☎ 33 - 2974】

中学生体験研修参加費に
補助金を交付します

町では、町内の中学生を対象に、さまざまな体験研修に参加する費用に対して補助金を交付しています。興味のある方、申し込みをしたい方はお問い合わせください。詳細は町ホームページをご覧ください。

対象研修…海外での語学研修、ホームステイ、留学、国内での宿泊研修、ボランティア体験等。個人的な研修については対象になりません。

補助額…研修参加費用として負担した額の2分の1以内
(海外研修10万円、国内研修5万円を上限)

利用回数…中学校在籍期間中、生徒1人1回

申込方法…申請書ならびに添付資料を研修実施日の14日前までに教育指導課へ提出

※申請は年間を通して随時受け付けていますが、予算の範囲内で補助をするため補助金がなくなり次第、募集を中止します。募集を中止する場合は、ホームページ等で連絡します。

体験実績…青少年海外交流事業(オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ)
英語村プログラム(韓国)
海洋体験セミナー(沖縄県)

問合せ…教育指導課【☎ 35 - 1247】

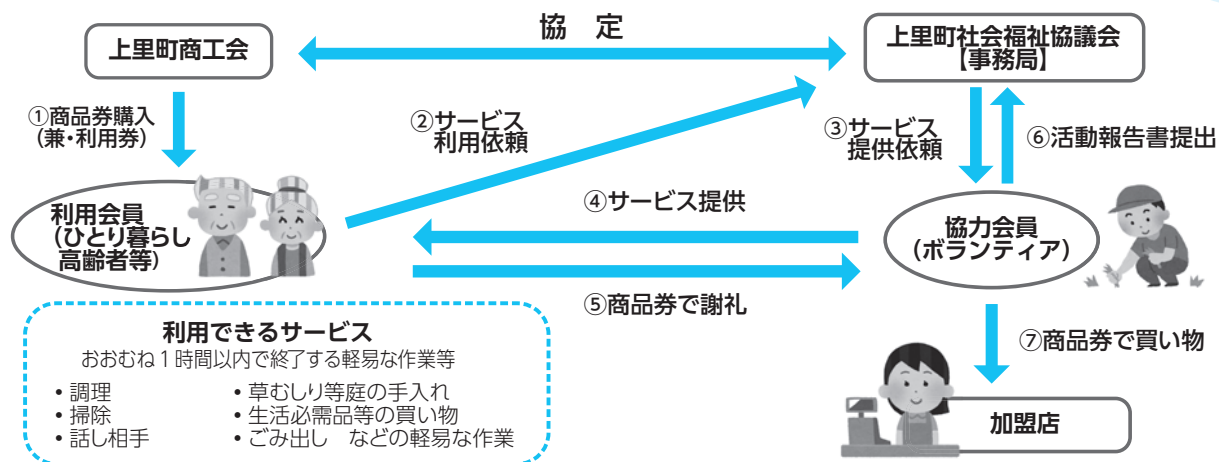


～支え合い・助け合いのまちづくり～ かみさと高齢者等支え合いサービス

「高齢者等生活応援隊」

社会福祉協議会では、上里町に在住するひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、ボランティア(協力会員)を派遣し、日常生活上の援助を行う、かみさと高齢者等支え合いサービス事業を実施しています。

事業の実施イメージ図



サービスを利用する場合(ご利用には登録が必要となります)

▼利用料…1時間500円分(商品券1枚)

※1回の作業がおおむね10分以内の短時間サービスは、同月内5回までの利用で1,000円分(商品券2枚)でご利用いただけます。

協力会員大募集!

このサービスは、ボランティア(協力会員)の協力があって初めて成立します。「少しでも手伝えるかな」という方、ぜひお問い合わせください。地域の皆さんでの『支え合いサービス』活動への参加をお待ちしております。

問合せ…上里町社会福祉協議会【☎33-4232】

ちよっくら講座 ～運動編～ フレイル予防

いつまでも元気な体を維持することができるように
ちょっとしたストレッチや簡単にできる運動を紹介していきます!!

ひじ立て

- ・両肘を床につけ、うつ伏せになります。
- ・腰を浮かせ、背筋をまっすぐに伸ばします。
- ・頭・背中全体・腰・踵が一直線になるように姿勢をキープします。
- ・20秒を1日3セット行いましょう。

==得られる効果==

腰痛予防、姿勢が良くなる・起き上がりやすくなる

【筋トレ時の注意点】

ゆっくりと行う!息を止めない!無理をしない!

*フレイルとは加齢により心身が古い、衰えた状態のことで、「健康」と「要介護」の中間にある状態のことをいいます。

*広報8月号から「ちよっくら講座～口腔編～」を紹介します。お楽しみに。



お尻があがらないようにしましょう。

上里町地域包括支援センター(高齢者いきいき課内)【☎35-1243】

7月12日(火)(予定)

令和4年度国民健康保険税納税通知書を発送します。

わが国では、職業や年齢に関係なくすべての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に加入している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221 (内線1131~1133)】



国民マスコット 健康まるくん

＜納税義務者＞

国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険税条例により世帯主が納税義務者となります。このため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負います。

＜税額の算定方法＞

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分(以下、医療分・後期分・介護分)ごとに算出し、その合計額が税額となります。

◆令和4年度から税率等を改正しました

区分		所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額を控除した後の額	被保険者1人について	1世帯について
税率等	医療分	6.30%	29,000円	7,000円
	後期分	2.10%	10,000円	—
	介護分	1.77%	12,000円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

◆賦課限度額…国民健康保険税の上限額を賦課限度額といいます。

税制改正により医療分(+2万円)、後期分(+1万円)の賦課限度額を引き上げました。

(改正前)	医療分63万円 + 後期分19万円 + 介護分17万円 = 合計 99万円
(改正後)	医療分 65万円 + 後期分 20万円 + 介護分17万円 = 合計 102万円

＜軽減制度＞

世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が7割・5割・2割軽減される軽減制度があります。

◆軽減判定基準所得

判定基準	軽減率
世帯の所得が43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	7割軽減
世帯の所得が43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	5割軽減
世帯の所得が43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	2割軽減

※給与・年金所得者とは、一定の給与収入や公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の収入のある方をいいます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

◎軽減の判定のため、前年中の所得の申告をお願いします。

軽減制度の判定は、加入者全員の所得を正確に把握する必要があります。**16歳以上のすべての国民健康保険加入者(前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も含みます。)**は、所得の申告をしてください。申告先は、税務課窓口(1階⑫番)です。

**＜特例軽減制度＞**

非自発的失業に伴い国民健康保険に加入した方への軽減制度です。

◆**対象者**…雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方

◆**軽減額**…失業した方の前年分の給与所得をその100分の30とみなして算定

◆**軽減期間**…離職の翌日の属する月から翌年度末まで

※特例軽減を受けようとする方は申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

＜＜減免制度＞＞

特別な事情（火災等）により、納税が困難であると認められる場合（**要審査**）には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免対象要件に該当した場合、減免になることもあります。

※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書および必要書類を提出する必要があります。

＜＜納付方法＞＞

4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収 8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法

※令和4年度からの口座振替原則化開始に伴い、口座振替へのご協力をお願いします。

特別徴収 4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法

※特別徴収は、下記の条件にすべて該当する方が対象となります。

①国民健康保険に加入している世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。

②世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である。

※年度途中で75歳になる世帯主の方は対象となりません。

③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない。

納税相談をご利用ください

滞納に至るには、さまざまな事情があります。一人で悩まず・放置せず早めに相談して下さい。

納税相談の結果、個々の事情により減免・徴収猶予・分割納付などに該当する場合があります。

まずは、納付できない理由をお聞かせ下さい。平日等、都合のつかない方は休日・夜間開庁日をご利用ください。

しかし、財産があり納税できるにもかかわらず納付していただけない方へは、納税の公平性を担保するため、次のような法的手段を行使する場合があります。

預貯金の差押え

滞納がある場合には、預貯金の調査を行い、差押えを行います。

不動産の差押え

土地・家屋も差押え対象として、調査を行い公売を検討します。

生命保険の解約返戻金の差押え

生命保険に解約返戻金が見込まれ、滞納がある場合には、差押えを行います。

搜索

滞納処分のため、必要があるときは、差押える財産等発見のため搜索を行います。

給与等の差押え

勤務先等へ給与等の調査を行い、最低生活費を超える部分について差押えを行う場合があります。

所得税還付金の差押え

国税である所得税に還付があり、滞納がある場合には差押えを行います。

動産の差押え

自動車・バイク等の動産も差押え対象として、公売を検討します。

町税の滞納については、行政サービス等の低下に繋がる恐れがあります。町では、今後も税の公平性を保ちながら、自主財源の確保と効率的な行財政運営に努めてまいりますので町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

町税の収納状況

【現年度分】

		令和3年度	令和2年度	令和元年度
町税	収納額	3,852,874,080円	3,927,711,309円	3,979,043,396円
	収納率	99.45%	99.08%	99.13%
うち 住民税	収納額	1,386,057,600円	1,427,548,129円	1,449,818,358円
	収納率	99.27%	98.76%	98.95%
国保税	収納額	542,004,480円	558,129,620円	564,464,515円
	収納率	95.95%	95.40%	95.15%

【滞納繰越分】

		令和3年度	令和2年度	令和元年度
町税	収納額	29,727,290円	28,195,465円	36,790,138円
	収納率	34.53%	30.76%	31.96%
うち 住民税	収納額	12,013,713円	12,329,261円	18,027,569円
	収納率	35.03%	32.68%	41.57%
国保税	収納額	25,026,631円	23,954,062円	29,887,937円
	収納率	34.27%	30.15%	31.93%

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆7月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） **7月10日(日)**
【夜間】（午後8時まで） **7月25日(月)**
※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221（内線1121～1125）】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第2期・国民健康保険税第1期の納期限は**8月1日(月)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

（口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。）